

ハンス クルト ベールケ(Hans Kurt Boehlke)  
**ヨーロッパの葬送・墓制** (要旨)  
**(Das Bestattungs- und Friedhofswesen in Europe,1977)**

1. 葬制・墓制についての今日のヨーロッパ社会の文化的位置付け

**1-1 ヨーロッパ文化は存在するか？**

全ての文化は葬送習俗や埋葬地のなかに「最後」を表現する。ヨーロッパは地理学上の用語に過ぎず、文化的統一体ではない。しかし過去においては西側文化の共通の伝統をもっていたことは確認できるだろう。

**1-2 ヨーロッパの社会的差異**

人間の死は社会的現象である。かつての封建的な上層階層がいなくなってしまうと、もはや「ヨーロッパ」社会は存在しない。市民社会は自由主義の同意を取りつけたが、民主主義的な大衆社会のなかで経済と文化的な基礎が掘り崩され、それから独裁主義的な形態への道を容易にしていった。

**1-21 ヨーロッパの体制の違い—資本主義者社会と社会主義社会**

「鉄のカーテン」はヨーロッパを基本的に異なった2つの社会体制(Gesellschaftssystem)に分離した。西ヨーロッパにおける墓地に対しての精神的な態度は、資本主義社会では多元主義の表明として、差異化され多様である。葬儀や墓地でさえも、その指導原理は市場である。東ヨーロッパの政党あるいは国家イデオロギーが支配する社会では、多元主義は少なく厳格な体制順応型であり、その指導原理も政党である。それにもかかわらず、独裁政党がヒエラルヒー的な枠組みによって墓地の外観を規格化したとしても、資本主義社会の墓地の外観的に広く標準化されたものとは根本的な差異はない。

**1-3 民族上違いの影響—地中海・ラテン語系の「死者の都市」とゲルマン的な「死者の森」**

北から南に走る政治的な分離ラインは別にしても、民族学上の分離ラインはヨーロッパのラテン語系(ロマネスク)とゲルマン系の人々との墓地文化の間に見いだすことができる。前者は墓地に適した表現を地中海・ラテン語系的な死者の町(Nekropole)のなかに、死者を石の建造物のなかに見いだすのに対し、後者は北欧の自然へのあこがれから死において「死者の森」(Totenhainen)あるいは Totenlandschaften のなかでもう一度自然に帰ろうとする。

**1-4 古い起源と一般的「ヨーロッパ」文化遺産**

**1-41 古い社会の死と埋葬**

現代社会の死の態度は矛盾したものであるが、その古い起源は否定することはできないだろう。神話のなかの諸民族の起源についての共通の観念は、死後の生活と密接の関連づけられたものが伝えられ、葬送慣行にも影響を与えている。前文明時代では生者の世界は死者の世界に対応するものである。死は集団の統一性を壊し、葬儀における共通の服喪と

共通の儀礼は死の力に対抗して攪乱された団結を更新する。つまり、死や葬送の儀礼は常に社会的行事であり社会的事業なのである。そして、部分的には他の動機付けがあっても、死者が教区共同体の構成員であり続ける西洋キリスト教社会ではそうなのである。キリスト教によって形成されたヨーロッパ社会において伝統的な死の観念や儀礼は古い呪術的な観念と儀礼、そして近代的で合理的な観念と儀礼の混合によって保持されてきたのである。

#### 1-42 葬送儀礼と墓地文化

葬送における社会的行動とその儀礼は墓地文化に影響を及ぼし、墓地文化は人が定住してからずっと発展をしてきた。ドイツ語の **Friedhof** は感傷的な墓の平穩・平和(**Frieden**)を示すことばではなく、壁や塀によって囲われた中世ドイツ語の **Frithof** に由来している。墓地についてヨーロッパ文明のなかで実行されている二つの形式は、遺体を埋葬することと骨灰のその後の処理(**Beisetzung**)\*をともなった火葬である。

\* “**Beisetzung**”は日本の「埋蔵」より広義である。概念としては次のような構造をもつ。

Bestattung (埋葬・葬送) → Erdbestattung (土葬) = Gegräbnis

→ Feuerbestattung (火葬) = Kremation → Beisetzung (焼骨の処理)

#### 1-43 古典的かつキリスト教的文化継承の流布

ヨーロッパ諸民族の民族学的差異にもかかわらず、ギリシャ・ローマ古典時代とローマ帝国によって広められたキリスト教が、この双方はともに地中海世界に由来するものであり、「西洋」としての共通性をもたらした。2000年の長きにわたって教会によって刻印付けられてきたものがヨーロッパの多様な社会秩序である世俗的な葬墓制にずっとインパクトを与えてきたのである。

#### 1-5 合理的な社会の意識のなかでの死

現代社会は人間の作りだしたものとして宗教的な秩序や儀礼の形態を説明する。科学的な発見は死の世俗化を進め、キリスト教教義のなかでもそれに同意を与えてきた。キリスト教の教義も、感情的なことではなく、合理的に将来を方向付ける文化的な制度なのである。そのことはマルクス主義にも当てはまることである。

#### 1-51 資本主義社会において

経験的な調査によると、中央と北ヨーロッパでは死後の生活を信じる人々は半数以下であるがわかった。しかし、合理的な意識と葬儀や墓のめんどろ(**Grabpflege**)についての広範な慣習そして墓地への態度には矛盾が存在している\*。死のモチーフの世俗化によって、従ってまた墓や墓地の出現を抑止するかといえば、反対に不合理なように見える華奢な葬儀や墓があらわれてくる。それは(華奢な葬儀や墓を建てること)資本主義社会においては社会的名声に基礎付けられている。反墓地の感覚を貫く合理的な態度として、墓地のなかにおける死のイベントを、社会は、公園の美観と緑のなかで過ごす余暇(**freizeitgrüner Landscape**)と一緒にあって、カバーすることを望んだ。しかしながら、社会の個々の構成員にとっては墓地は感情的体験を止める場であり、記憶のなかで継続する生活、人生の最

後の要塞なのである。

\*40%の人々がキリスト教に基づく死の観念を信じており、60%の人間が昔からの観念をもっていたとしても、約90%の人々がキリスト教式の埋葬を行っている。

### 1-52 社会主義・マルクス主義社会において

(資本主義社会と)比較可能な行動は社会主義・マルクス主義社会の唯物論者の態度のなかに見いだすことができる。経済的・歴史的あるいは弁証法的なマルクス主義は科学的社会主義の疑似宗教的基礎の態度には影響を与えず、マルクスの歴史的メシア主義の最後の目標である「神なしの神の王国」に期待する。世俗化した資本主義社会とは反対に、過剰な要求が厳肅性(Sakralität)のために行われる。モスクワにおけるレーニン廟は社会主義国家の儀礼的中心であり、巡礼の場となる。国家の幹部が重要であるような階級制のもとでは、墓地それ自身に影響があるだけではなく、ソ連においては政党や軍人の指導者の墓地が大衆の墓地から分離されるのである。このことは死における個別性\*へのあこがれの表明である。社会主義国家の市民が死んだときの行政の義務、すなわち社会主義と調和した威厳ある告別と衛生上の見地から行われる差し障りのない処理は、古めかしいものと合理的なものがいっしょになったものである。

\*1-53の注記を参照

### 1-53 固定性としての墓

社会主義社会における活動は、死もまた個人としての宿命のなかにあるように思える\*。全てのヨーロッパ社会のなかで移動性が増大しているにもかかわらず、依然としてなお墓は個人や家族と関係づけられて存在している。墓地の外観が墓の集合体によって成り立っているとすれば、その共同体の性格はそれぞれの社会に関係付けられている。

\*ここで「個人としての宿命」というのは「葬式や墓が構成員の愛や尊敬の表現だけではなく、その(個人の)地位の象徴に帰する」という考え方を念頭においたものである。

## 2 歴史的発展—現在の葬儀と墓地の起源

### 2-1 ヨーロッパとヨーロッパに影響を与えた埋葬文化の概説的比較

初期の東地中海の高度文化は、古典古代とキリスト教という西洋の文化的伝統の成立と構成にとって、本質的であり、今日に至るまで持続的に影響を与えてきている。この概要については巻末の図表で用意し、そして簡単な概略とわかりやすく書かれた説明をした地下埋葬文化(sepulkralkulture)の歴史的展開について示した。東地中海の領域では紀元前4世紀、中央・北部ヨーロッパでは紀元前3世紀に遺体の埋葬(Körperbestattung)と並んで火葬(Totenverbrennung)が登場した。初期の遊牧民文化の個別埋葬はすぐに共同体埋葬につながっていく。それは、地中海周辺の都市文化のなかでの死者の町(Nekropolen)に展開し、しかし農業構造をもつ中央・北部ヨーロッパにおいては初期青銅器時代以来墓地へと展開していった。墓は死者のための「生活空間」として認識しうる。このことから、死後の生活についての信仰がヨーロッパの葬儀・墓地習俗の諸形態に影響を与えた信仰である

ことが明らかであり、そしてキリスト教によって引き継がれた。違いは民族学的で環境条件の違いによって引き起こされたものである。

## 2-2 南・西ヨーロッパと中央・北部・東ヨーロッパの埋葬・墓地形態の民族学的・環境条件の違い

地中海地域のネクロポリスの石に刻印した記念物は周辺諸民族の都市性を表現するものである。アルプスの北側の完全な農村文化のなかでは、死後の生活についての観念は自然と密接に関連づけられ、それが死者儀礼のなかに組み込まれている。このことは中央・北ヨーロッパの公園あるいは森林墓地のなかに表れている。アルプスの北側における文化的な展開の違い、たとえばケルトの影響をうけたアングロサクソンにおける島国の展開や東スロバニアの地域のような文化的展開の違いはたいしたことではない。キリスト教的墓地や今日の世俗化した墓地の形象は人格と同時代の共同体関係を刻印している。

## 2-3 キリスト教的葬儀の推移

1000年を超えてキリスト教的埋葬の葬儀は、アジェンダ（定式書）によって明らかにされている3つの行為、すなわち喪家における祝別(Aussegnung im Trauerhaus)、教会における奉仕、墓所での行為の継承に規定されている。プロテスタント教会はそれをずっと継承してきたが、近年になってその継承がだんだん変化してきた。喪家における祝別あるいは説教がそこで行われた後、会葬者は故人を墓地にともない、そこで祈り・安らぎ・訓戒のことばをもって埋葬が執り行われ、次に教会を訪れ—死者がいまま—そこで葬儀(Gottendienst)が行われた。埋葬を除いて、教会規律あるいはキリスト教会の生活秩序は共同体にたいしてその構成員の一人の死に際して広く二つ以上のサービス、すなわち死の完成と仲裁あるいは復活の説教によって悲しみを慰めること、を要求した。中世後期に発展した「野外葬儀」はだんだん儀礼の推移のなかで教会における葬儀行為の取り組みのなかで困難になっていった。

## 2-4 キリスト教会墓地から世俗的な墓地へ(Vom Kirchhof zum Friedhof)

地中海地域においては古典古代末期以来、アルプス北側では中世初期以来、葬儀は教会の独占的な事柄であった。死に対してのケアは宗教上の事業(Seelsorge)の一部分であった。18世紀、特に19世紀になると、国家は公共の行政とサービスとして葬送の問題(Bestattungswesen)に注意を向けたようになった。ナポレオン民法典の制定の結果、墓地に関する問題は徐々にヨーロッパ全土で、健康や福祉についてのケアを任務とする地方自治体に委ねられた。それ故に、墓地利用に際しての市民の法的関係は、公法上の設備の担い手に対しての設備利用者としてのそれである。このことは墓地それ自身だけではなく、それにとまなう付属物、セレモニーホール(Aufbahrungs- und Aussegnungshäuser)のような建造物にも妥当する。ヨーロッパのほとんどの国において、地方公共団体の墓地の問題は宗教・儀礼上権威の権限におかれるのではなく、内務省の権限におかれ、地方公共団体と国家の官庁は、遺体埋葬に関して崇敬の念や文化意義をもったとしても、主に衛生上の処理に関わるのである。

(以下省略)

### 3 現在の葬送・墓地形態の状況

#### 3-00 埋葬の義務(Bestattungszwang)―地方公共団体(kommunale)と私的な埋葬\*

ヨーロッパのすべての国で今日埋葬の義務が存在する(遺体を埋葬しなければならない)。それとは別に、宗教あるいは世界観に基づく慣行と関連した埋葬の模範例が存在し、その埋葬の様式は種々のものに区別することができる。19世紀の最後の3分1くらいから遺体の埋葬(Köperbestattung)と並んで火葬がゆっくと、しかし確実に増加し始めた。イギリスの火葬率は高い比率を示し、社会主義国家では火葬が優勢になっている。火葬の数の早急な増加は火葬施設の相対的な不足によって妨げられている。

ヨーロッパ全土における埋葬の義務とは、死んだときから土葬あるいは火葬が終わるまでの人間の遺体のケアを含んだものである\*\*。国家は社会体制に関わりなくまず最初に近親者(Angehörigen)にこの義務を任せている。このことは葬儀費用の負担において妥当する\*\*\*。ヨーロッパの埋葬では棺桶、土葬や火葬のために木製の棺桶を必要としている。地中海領域ではニッチ(壁龕)形式の墓には亜鉛の棺が用いられる。火葬骨は火葬骨はカプセル、または箱に入れる。また、イギリスやオランダのように散骨をしたり、スカンジナビアのようにしばしば土のなかに骨壺なしに埋めることもある。

死から埋葬までの時間は今日の平均で48時間である。近代社会は(葬送を)家族だけで実行することそして近隣の助けだけで実行することを許していない。地方自治体の、公共のあるいは私企業の葬儀管理者が商業的基礎の上で行ってきた。その他の社会主義諸国では国家の管理においてこれを行う。ソ連では地方自治体の葬儀管理者は公共経済省に報告をする。

たとえば、ヨーロッパ葬儀連合(EBU)のような葬儀を総括する上級のレベルでの制度は、棺の国境間移動を容易にするように努力するだけでなく、その他のものについても標準化する努力をしている。このなかには45センチの高さの「ヨーロッパ型棺」の紹介も含まれている。

\*「ヨーロッパの国々では今日、公共の墓地において、それが地方自治体のものであれば教会のものであれ、埋葬(Begräbnis)が保証されなければならない。埋葬(Bestattung)それ自体は一般的に、教会やその他の世界観に基づく団体の儀礼に従って行われたとしても、教会の行為ではない。地方自治体の墓地は全ての市民が自由に使える墓地であるし、教会墓地では教会が独占権を持っている限りそれに従う。地方自治体の墓地においては全ての宗教そして世界観に基づく共同体が彼らの祭式や儀礼の実行をほとんど何の許可もなく行うことが認められるけれども、教会墓地においては自然と埋葬に際しての教会行政行為の実行のそれぞれの墓地の聖職者に委ねることになるし、他の(宗教などの)埋葬祭式は教会の墓地経営者(Friedhofsträger)との協定に任せられる。」

\*\*日本では葬儀と墓地は別のレベルの問題であり、葬儀と墓地に関わる業者も別である。

\*\*日本の民法では葬儀費用の負担を相続人に求めているし、葬儀の実行を「近親者」にも求めている。

葬儀を実行する人も葬儀費用の負担をする人も、通説的な見解としては「祭祀主宰者」である。

### 3-01 中央・北ヨーロッパ・ゲルマン的な空間において

19世紀後半の中央ヨーロッパにおける墓地の「石の砂漠」という硬直した状況はとりわけドイツ語圏において「自然に帰れ」という反動になって現れ、世紀の変わり目のあたりで公園墓地や森林墓地の発展が見られた。中央ヨーロッパの文化のなかでは、埋葬地にある木や灌木、花がいつも植えてある。教会のフローラ(Kirchof flora)\*は呪術的で儀礼的な力の源であった。アメリカの田園墓地(landscape cemeteries)の様式をデザインしたハンブルグのオールストリファー墓地は公園墓地のプロトタイプ(原型)になり、そこでは1884年には記念碑建設のために墓地-Deputatinの方針が決められた。森林墓地は青少年運動\*\*の精神のなかから、そのプロトタイプは1905年にミュンヘンで設立された。「緑の」墓地はドイツ語圏の中央ヨーロッパで急速に広がっただけではなく、スカンジナビア地域や南東ヨーロッパ、バルカン半島北部にまで広がった。20世紀になって形式的に田園化した様式は、バロック風の造園の建築上の幾何学の追憶を付け加えていた。田園化した「緑の」墓地は、中央ヨーロッパにおいて20世紀の表現として流行したのである。もっとも20世紀の終わりに向かっては、他の可能性が理論的には議論され、しばしば骨壺を埋蔵するコロンバリウム(Urnenkolumbarien)がラテン語系文化領域から入ってきた。しかし、これらは、火葬場の設備をもつ都市のなか全体の埋葬のなかの火葬の割合が30%であり、またそれ以上になったとしても、土葬が優先している墓地のなかではせいぜい建築上のアクセントに過ぎない。

風土や人々のメンタリティーの違いは埋葬形態や墓地形態において特有な発展をもたらした。スカンジナビア地域における骨壺を埋蔵する墓を設けないが標識を設けた”Urnenlund”、芝生にある「アニューム墓地(Aschenfelder)」、イギリスの墓地におけるスキヤタリング・グランド(撒布の土地)、これらの施設には火葬場の側に「追憶の庭」や追憶のチャペルが一緒に備えられている。中央・北ヨーロッパにおいて行われた深い土葬はイギリスやオランダで6つあるいはそれ以上を相互に重ねるようになった。焼骨を海に沈める(Seebestattung)のはオランダやイギリスでは一般的であるし、ドイツ連邦においても増加する傾向にある。

\*フローラは「春と豊饒の女神」、花の象徴? たとえば、バラ園は「墓地」を意味した。

\*\*青少年運動(Jugendbewegung)は20世紀の初頭にドイツで行った青少年の生活運動。Wandervogel等。

### 3-02 南・西ヨーロッパ・地中海・ラテン語系の空間において

コロンバリアの形態は地中海・ラテン語系墓地文化の特有性を直接に移行したものであり、ニッチ形式の壁墓地(Wandnischgräber)をもつことのなかに現れている。地下の墓—ほとんどが煉瓦造りのものであるが—、それは今日の地中海領域において見出すことができる。もしそれらが、私的なマウソリウムでもなく豪華な記念碑でもないとなれば、それは社会的には恵まれないものである。南国の墓地は文字通りのまさしく「記念碑的」性格をもつ。

フランスの北部では、地中海・ラテン語系的伝統と中央ヨーロッパとアングロサクソンの伝統と混合することが避けることはできなかった。パリでは、30年来、西ドイツのパターンをまねて、風土への合致を模索するような、「礼拝的」性格をもった都市にまたがる墓地(interkomunale Friedhöfe)が建設されている。

スペインにおいては埋葬の慣行や墓地のレイアウトは地中海領域の伝統を維持してきている。同じことはイタリアでもいえる。ここでは、墓地はことばの厳格な意味において「記念碑的な」ものであり、その形象は巨大な建築物によって支配され、死者の個人性を保持しようとする彫刻をほどこした墓碑の飾りによって支配されている。葬送と墓地はステイタス・シンボルである。ネクロポリス (=墓地) のなかの個々の墓は至高のものであり、墓地の形象としてニッチ形式の壁墓地が建築学的要素として支配的になっているとしても、墓地としての全体的統一性はそれほど重要ではないのである。

ギリシャにおいては古典古代の潜在的な連続性を至るところで見ることができる。ここでもまた個人の墓がもっとも重要である。ギリシャ正教会の儀礼のなかでは一般に埋葬儀礼が決定なファクターを占め、ある程度は墓や墓地の形象にも影響を与えることになる。ユーゴスラビアの多民族国家のもとでは、カソリック・正教会・イスラム教による信仰があり、埋葬習俗や墓地の形象はほんとうに様々である。ラテン語系でカソリック・正教会の地区の墓地では地下に建造された墓(die in Erde gemauerten Gräften)が支配的であり、墓は石のプレートによって覆われている。またとりわけトルコ人が住んでいる地域では、西南アジアにおける墓地そして中央ヨーロッパにおけるユダヤ人墓地と同じようなイスラム墓地がある。

地中海・ラテン語系文化地域の全ての国においては、火葬の占める割合は低い。第2回バチカン会議の火葬禁止の廃止によってほとんど何の影響も受けなかった。

### 3-03 東ヨーロッパスラブ系—の空間において

(省略)

#### 3-1 Flächenbedarf für Friedhöfen

墓地の土地利用は、ヨーロッパ諸国において流行する埋葬習俗、すなわち深く埋葬する形式を伴う地下の墓やニッチ形式の壁墓地にはじまり焼骨の撒布に至るまで多種多様である。中央ヨーロッパにおける1つの墓の平均面積が4.5 m<sup>2</sup>であり、それらの墓では埋葬期限(Ruhefristen)と使用期間(Nutzungsszeiten)\*が異なっていて、土地利用に影響を及ぼすことになる。また、中央ヨーロッパにおける個人墓(Reichengräbrn)と合葬(?)墓(Wahlgräbrn)\*\*との違いが種々の利用周期をつくっている。面積の少ない骨壺墓やそのコロンバリウムの骨壺処理は土地の利用の計算のファクターとなる。(以下省略)

\*埋葬期限(Ruhefristen)・・・遺体の腐敗を考慮した埋葬期限

使用期間(Nutzungsszeiten)・・・墓の使用期間

「墓の使用期間は法律によって定められた埋葬期限とめったに一致しない。使用期間は期間を限定して墓の使用を法的に認めたものであり、個々の墓の様式(Gräberarten)によってその期間は異なる。中央ヨーロ

ツパにおいては個人墓の使用期間は都市部の個人墓ではほとんど20年から25年までであり、合葬墓では30年から50年の間である。合葬墓については権利の更新によって使用期間の延長をすることができる。個人墓については強制的な再生利用を考慮してして利用期間の満了とともに墓を廃止する義務がある。」

\*\*墓の様式

・個人墓(Reichen-(Einzel)-Gräbe)・・・家族や埋葬義務者の死に際して確保することができる権利で、標準的な墓所(Grabstelle)利用の形式。一般には、墓地の使用期限が過ぎると契約の更新ができない。

・Sondersgrab・・・生前に墓地の利用を割り当てることができる形式

・・・Wahlgrab(Erbgräbnisplatz)=Familiengrab (家族墓)

### 3-2 墓地計画の視点

#### 3-21 都市と農村における関係

墓地についての文化的な退廃は19世紀から20世紀にかけての墓地の改革運動へ導いた。最初は都市部において、それから農村部に影響が広がった。中央ヨーロッパにおける地域的な変化は農村の墓地の都市化を促進している。

#### 3-22 墓地空間 など

(省略)

#### 3-23 墓地設計

(省略)

### 3-3 今日の墓地の環境に関係づけられた多様な機能 (Multifunktionen)

#### 3-31 儀礼空間あるいは衛生施設としての墓地

#### 3-32 埋葬地と生者の参拝(Handeln)の場

#### 3-33 美しい「緑の」墓地の発展

#### 3-34 都市の墓地の環境と関係づけられた多様な機能

3-341 中央墓地のかわりに地区墓地ー緑化計画への組み入れ

3-342 墓地の社会に関係づけられた機能

3-3421 墓地の宗教的儀礼的意義

3-3422 交流と交際(Kommunikation und Repräsentation)の場としての墓地

#### 3-35 「緑の」墓地の多様な機能の可能性

### 3-4 墓地の経営者

#### 3-41 墓地経営者としての地方公共団体

現在、ヨーロッパの全ての国において、墓地は公的な制度であり、その法的な性格としてもその大部分が公法上の施設である。このことは地方公共団体の墓地でも教会の墓地で妥当する。ヨーロッパの全ての国では埋葬義務が存在し、地方自治体が埋葬地と焼骨の処理をする土地を提供する責任がある。衛生や国民の健康に義務をもつ地方自治体の配慮は論理的には墓地の義務に導く。ドイツやフランスにおいては、自治体が共同の墓地(interkommunale Friedhöfe)をつくるために連携をしている。

### 3-42 墓地経営者としての教会

伝統的には教会墓地がなお数多く存在している。この墓地も（地方公共団体の墓地と同じように公共目的のために奉仕する。教会の墓地はその信仰による仲間達のために宗教共同体によって作られたものである。教会墓地は、一定の宗派によって埋葬が独占されるような墓地（宗派墓地=*konfessionelle Friedhöfe*）と教会の仲間達とは別に他の宗派の構成員も自由に使える墓地（教会共同墓地=*Simultan Friedhöfe*）に分かれる。地方自治体の埋葬地と同様に、教会墓地も公法上の支配のもとにおかれる設備である。教会の墓地は、共同体のなかで独占的な性格をもつものであっても、地方公共団体の墓地がなければ、異教徒や同じ宗派ではない人のために墓地を提供しなければならない。教会規則は、宗派墓地に対して、宗派墓地が制限的に開かれていて（たとえばユダヤ人のクルト集団）、同じ地域で誰でもが埋葬できる墓地があることあるいは少なくとも宗派墓地のなかで誰でも埋葬できる場所があれば、教会の排他的性格が保証される、という狭い限界を規定している。教会墓地に独占的な性格があるところでは、公的機能が教会墓地経営者に幾分かは委ねられることになる。公法上の法人であるような、教会や世界観に基づく共同体の外での他の宗教共同体は一般的には固有の墓地をもつことができる。

### 3-43 私的な墓地経営者

私的な埋葬地、以前は領主の一門のためにそれが存在し、そして公共の墓地から遠く離れて大きな領地や家屋敷のなかに私的な埋葬地をつくることがあったが、今日ではもはや設置することはできない。（しかし）少なくとも西側の社会のなかでは慣習法に基づいてその大部分は利用することが可能である。このような家族と関係づけられた私的な埋葬場所と並んで、ヨーロッパの西側の諸国では私的な墓地があり、とりわけオランダやイギリスにおいては、株式会社によって、とりわけ火葬事業を行っている。このような株式会社の設立は火葬場と結びつき、もっぱら骨壺による焼骨の処理(*Urnenbeisetzung*)や焼骨の撒布を行ってきた。U.S.A.のように、私的な埋葬企業ももっぱら商業的に墓地を経営すると形態はヨーロッパ社会では存在しない。1975年にルクセンブルクに「アーネン・パーク」維持会社が設立された。これはヨーロッパにおけるアーネンパーク株式会社の設立を目的とするものであった。最初の設立がドイツ連邦において予定されたが、この努力は実ることがなかった。というのは、西ドイツの法規定に従えば、埋葬は地方自治体の公的な任務(*Hoheitsaufgabe*)であり、株式会社は自治体の委任においてのみ墓地を経営することができるからである。

### 3-5 墓地文化の要求

死と埋葬が世俗化以前の強固な信仰によってなお抑圧されている限りは「墓地文化」の問題は存在しない。墓地形態についての自覚した議論は19世紀のはじめにまで遡ることができるが、その社会的努力と構造的変化は、中世の教会墓地や儀礼の場所と同じように、現代の埋葬地として、衛生的で美的な形態化を決定づけるものであった。19世紀の最後の三分の一、飛躍の時代と呼ばれ、墓標の大量生産が可能となり必要となるという期待が

あったこの時代における墓地文化の衰頹がおこり、その後スイスを含むドイツ語圏、そしてスカンジナビア諸国においては公園墓地や森林墓地の出現して墓地改革が進められた。第一次世界大戦はこの改革を妨害した。1921年に「墓地と記念碑のための帝国委員会」がドレスデンで設立され、ドイツで文化的・経済的利益を調整し墓地規則の模範例を用意使用とする試みを実施された。第1次世界大戦もそうであったように第2次世界大戦も墓地改革の組織的な展開を妨害した。墓地改革の継続の必要性から、1951年の12月に、「墓地と記念碑の作業部会」が設立され、造園家・建築家・石工・庭師・墓地管理者(Friedhofsverwalter)・宗教・教育・芸術・民間の人々、当該の専門・職業・文化的な諸集団が集まり、連邦・州政府や教会の支援によって、墓地改革を継続のための組織的な基盤を形成した。この任務のなかには、墓地についての基盤研究・広報活動、墓地経営者への助言が含まれている。国際的な経験の交流も有益である。

### **3-51 多元的かつ消費順応社会における人格性の勝手気ままな発展のなかでの共同体関係と権利**

墓地改革の基本的な思想は、墓地の共同体的関係が全体像のなかで可視的にならなければならないということであった。文化的な国民に標準を示し、全体的にバランスがとれた青写真を実現するための墓地行政の義務と、多元的ではあるけれども同時に消費順応社会のなかでの市民の人格性の勝手気ままな発展のなかでの権利との間の対立は避けることができないものである。また、葬儀業者の責任と創造的な可能性もはっきりしていない。墓標や墓石のデザインについてのガイドラインをもった墓地規則が（業者に対しての）救済手段になるとは限らないのである。

不可避免的に、ヨーロッパ社会の改革の方向は民族学上の差異そして伝来の慣習の程度によって区別されることになる。最近では、墓地の形象にたいして、改革者の理念が反映されることはなく、啓蒙・世俗化・工業化以前のキリスト教的西洋社会の理念ももはや存在しない、そのような社会的現実性が反映されているにすぎない。

### **3-52 社会主義的墓地文化は存在するか？**

(省略)

### **3-53 墓地経営者の文化的・経済的可能性**

墓地の経営者と使用者の法的な関係は、墓地経営者が法律に従って墓地行政に名目で自己の墓地についての文化的観念を強制する種々の可能性がある。彼は規則や助言ないしはモデルとなる文書を通じてそうするのである。（また）しばしばドイツ連邦に見られるように、非常にリベラルな判決があっても、ヨーロッパのほとんどの国でそうであるように地方自治体の予算状況の悪化は墓地文化の可能性を制限している。

## **4 ヨーロッパの葬送・墓地形態の発展傾向**

中央・北ヨーロッパにおけるヨーロッパ的な埋葬・墓制にとって、これは社会的にコントロールされた市場経済により西側資本主義社会だけの問題ではないが、さまざまな国々

による様々な発展の度合いを単純に無視するとすれば、以下の傾向が予測できるであろう。すなわち、労働力不足は墓地の機械化を促進することになるだろう。機械化は広い範囲にわたる。近い将来において、オートメーションによって簡単にメンテナンスができる緑の地域が維持できるならば、そこは、中央・北ヨーロッパにおいて、田園と伝統を維持しかつ社会システム一般に調和した使用者の多様な申し出を受け入れるような理想的な埋葬地になるだろう。現代の墓地のなかで芝生の埋葬地域はまだまだその動向と方向性について選択の余地があるだろう。火葬は近い将来において継続して同じように上昇曲線を描くであろう。この火葬率の上昇は墓地の景観にも影響を及ぼすことになる。ところが、英国の焼骨の撒布の慣習が中央・北部ヨーロッパではほとんど模倣されないのにたいし、スカンジナビアの前例に従ったアノニューム（無名）の灰や骨壺埋蔵フィールドは中央ヨーロッパの都市部の墓地で増加している。しかし、この変化は重要なものではないだろう。というのは、（これらの葬法は）選択において、骨壺を地下に埋葬するからである。

ラテン語系、とりわけ地中海周辺の国々では、フランスやイタリアにおいては、植物をたくさん植える傾向が強くなっているけれども、伝統的な「建造物」墓地がなお支配的であり続けている。

東ヨーロッパの社会主義の国々では、経済的な観点が墓地のレイアウトを決定するであろう。しかしこのことが近い将来において資本主義社会の墓地と根本的に異なったものになるという条件や発展傾向を示すものではないだろう。火葬はここでも明示的に増加している。オランダやイギリスに見られるような焼骨の撒布は、ここでも出現し始めている。

## 5 脱近代社会における死のタブーと拒絶

ヨーロッパの資本主義や社会主義諸国において、完全に世俗化した脱近代社会は死の出来事に対し敵対しているように思える。しかし、死の拒絶は明らかに墓地の精神的価値の影響を受けたものではない。反対に墓地は社会政治学的には共同体的な(kommunalen)機能をもつものとして評価される。

ヨーロッパの西側の社会では、墓地は、死の恐れに対しての防壁であり、現代人の孤立化から逃れる非宗教的な永遠の Reflexion である。墓地は死の排他性から保護をするのである。死者は墓や墓碑によって固定化された記憶のなかで生きるのである。

ヨーロッパの社会主義の国々では、大衆に対するイデオロギーを明らかにするという点で、墓はおそらく宗教的・儀礼的意味をもつ。個人的な領域において、墓地は私的側面を表現する可能性を通じてその価値を持つことになる。

### 5-1 埋葬の必然性

タブーと伝統は近い将来ヨーロッパにおいて遺体の埋葬と火葬以外の別の可能性を排除するファクターである。死と死者に対しての恭順と生物としての恐れが、健康への配慮の合理的な認識と同様に、生者をして葬儀を最後の義務とするのである。

### 5-2 墓地の設置の必要性

葬儀が義務であり、伝統的な埋葬の諸形式が維持されていくとするならば、墓地の建設とその維持もまた義務となる。ヨーロッパの西側東側双方の社会体制のなかで、墓地は社会学的観点からして共通に必要な制度であり、さまざまに解釈できるであろうが、人間の個々のパーソナリティーと共同体と関連づけられた儀礼の場としての意味をもっている。